

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（食糧法）」の改正にあたり、国による主食の安定供給と需給・価格の安定、並びに機動的な備蓄制度の運用を求める意見書の提出について

近年の米市場においては、令和５年度産米の需給逼迫に端を発した価格高騰や、その後の流通量の変化に伴う市場の変動など、急激な環境変化が続いています。これにより、令和８年度産の作付け前から、米農家においては先行きへの不安や困惑が広がっているのが現状です。

こうした中、政府は「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（食糧法）」を改正します。

日本の米生産を持続可能なものとするためには、市場の動向を注視し、所得補償をしつつ、国が需給と価格の安定に対して主導的な役割を果たすことが求められています。とりわけ、自然災害や地球温暖化による不作リスク、あるいは急激な需給変動に対処するためには、政府備蓄米をはじめとする備蓄制度の機動的かつ十分な運用による、国レベルでの需給コントロール機能の維持・強化が必要となります。

生産者や民間事業者に過度な負担や責任が偏ることのないよう、現場の声を十分に反映した、実効性のある制度設計とすべきです。

については、以下の通り、国会・政府及び関係機関に要請します。

記

- 1 「需要に応じた米生産」において生産者の主体性を尊重しつつ、価格の安定について国が責任を持つ制度設計とすること。
- 2 改正では「水田における稲以外の生産振興」に関する記述が削除されているが、政府による水田転作などへの交付金廃止や支援縮小を行わないこと。
- 3 備蓄制度の運用にあたっては、民間備蓄に頼らず国が主導して機動的に需給調整を図れるよう留意すること。国産米の適切な買い入れを推進し、備蓄水準を早急に復元すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年 月 日

近江八幡市議会議長

衆議院議長	森 英介	}	宛
参議院議長	関口 昌一		
内閣総理大臣	高市 早苗		
農林水産大臣	鈴木 憲和		